

## 事務所だより3月

2024(R6)

Vo.168

### I 令和4年分労働災害統計確定値 公表へ

厚生労働省より「令和4年の労働災害統計確定値」が公表されています。労働災害の現状についてご紹介します。

#### ◆労働災害の現状と会社への影響

令和4年の労災（死亡災害および休業4日以上死傷災害）は、半数以上が第三次産業で起こっており、この中でも、群を抜いて増えているのが社会福祉施設等での転倒や腰痛等（動作の反動・無理な動作）による災害です。また、景気の回復を受けて「接客・娯楽」業や、高齢者の就労する割合の多い「警備業」での労災も増加しています。労働人口の高齢化と共に、いずれの業種でも、転倒によるものが増加しており、たった一度の転倒で寝たきりになる例もあります。労災が多い、また、重大な災害が起きると労働基準監督署の調査が入ります。企業としての安全対策をきちんとしていない場合は、事故に対する事業主の責任が問われ、損害賠償訴訟等に発展してしまう可能性もあります。今後、労災が発生した際に労働基準監督署へ提出する労働者死傷病報告書の様式が改正され、事故の状況等について、より詳細な報告とともに、提出方法も電子申請が原則となっていくようです。労災事故のない職場にできるよう安全対策やルール作りが必要です。【厚生労働省「職場の安全サイト」～労働災害統計確定値（令和4年分）】

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.html>



連載コラムNo. 40

### 遺産相続の方法とは？「限定承認」について

前回は遺産相続の方法として、「単純承認」についてご紹介しました。今回は遺産相続の1つ「限定承認」についてご紹介します。

#### ◆限定承認の概要は？

限定承認とは、被相続人が残したプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を相続人が引き継ぐことをいいます。プラスの財産から借金などの負債を支払い、残ったプラスの財産を相続人が引き継ぐことができます。逆に、プラスの財産で負債を支払うことができなかつたときは、それ以上相続人は支払いをする必要はありません。プラスの財産が多いのかマイナス財産が多いのかが分からないようなケースなどで有効といわれています。限定承認を行うためには、「自己のために相続の開始があったことを知った時」から「3ヶ月以内」（熟慮期間）に被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に対して申述を行わなくてはなりません。また、単純承認や相続放棄と異なり、法律上必ず相続人全員で行う必要があります。つまり、相続人の中で1人でも反対している人がいれば、限定承認ができないということになります。申立書に加え、財産目録や戸籍謄本など、揃えなければならない書類も多岐にわたるなど、手続きが煩雑なため、一般の方が自分で行うのは難しいようです。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください



### II 70歳までの就業機会を確保する企業は約3割

厚生労働省は、今年6月の時点で高齢者の雇用状況について従業員21人以上の全国の企業23万社あまりを対象に調査し、「令和5年高齢者雇用状況等報告」の集計結果として公表しました。主なポイントをご紹介します。

#### ◆「令和5年高齢者雇用状況等報告」のポイント

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの高齢者雇用確保措置を講じるよう企業に義務付けているほか、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。そのような中、今回の調査では、65歳までの高齢者雇用確保措置は実施している企業は多く（99.9%）、内訳としては「継続雇用制度の導入」に次いで「定年の引上げ」が多いことがわかりました。また、70歳までの高齢者就業確保措置となると実施している企業は少ない（29.7%）ものの、人手不足が深刻な中小企業は、措置の導入に積極的な傾向があるようで、厚生労働省も「法律の施行以降、就業機会を確保する企業は増加していて、引き続き制度の導入や環境整備を働きかけていきたい」としています。【厚生労働省「令和5年「高齢者雇用状況等報告」の集計結果】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36506.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36506.html)